

検察官適格審査会議事要旨

- 1 開催日時 令和7年6月10日（火）午後3時
- 2 場 所 法務省会議室
- 3 議 事

(1) 定時審査について

在職する全ての検察官について、事務当局から名簿の提出を受け、前回定時審査（令和4年6月16日）が開始された日から今回定時審査の前日までの間に、病気休暇取得により30日以上勤務しない日がある検察官等に関し必要な報告を受け、委員全員の一致により、不適格な者はいないとの決定がなされた。

(2) 審査の申出があった事案について

審査会に対する申出があった事案4件（被申出検察官数8人）について、審査会の職権による随時審査に付すべきか否かについて審議が行われた。

審議の対象となった事案は、被疑者、被告人又は告訴告発人等の立場にあった方から、被申出検察官の取調べを含む捜査時の言動や処分結果等について申出があった事案4件であった。

このうち3件については、委員全員の一致により、いずれも随時審査の開始決定をしないこととされた。

その余の1件については、検察官の取調べ時の言動について申出がなされた事案であるが、委員から

- ・ 取調べ時の言動は、相手を貶めて追い込むような侮辱的で不適正なものであること
- ・ 当該検察官に対する指導・処分の状況
- ・ 当該検察官が本件以外にも不適正な取調べをしているのか否か
- ・ 当該検察官の人事評価とその相当性
- ・ 罷免の判断基準と過去に罷免をされた例の有無
- ・ 取調べの適正化に向けた検察庁の取組を進めるべき

などについて意見や質問があり、適宜事務当局から回答がなされた。

以上の議論の後、随時審査の要否について意見を差し控えた委員1名を除く残りの委員全員の一致により、随時審査の開始決定をしないこととされた。